

別表六(六)の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「試験研究費の額1」には、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を記載します。

なお、試験研究費に充てるために他の者から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。
- 3 「比較試験研究費の額(2)÷（3又は事業年度数）3」は、適用年度の開始の日前5年以内に開始した各事業年度の数に3に満たない場合には「3又は」を消し、その各事業年度の数に3以上の場合には「又は事業年度数」を消して記載します。
- 4 「中小企業者等の試験研究費の額の支出基準額(1)× $\frac{10}{100}$ 12」は、措置法第42条の4第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 5 「 $\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{(16)の事業年度の月数}}$ 18」の分子には、当期の月数を、分母には、「16」の事業年度の月数をそれぞれ記載します。

なお、月数は暦にしたがって計算し、1月に満たない端数は1月とします。
- 6 「特別試験研究費の内容23」には、当期の試験研究費の額のうち特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費の内容を記載します。

なお、この場合に、その特別試験研究費の額が措置法令第27条の4第4項第1号から第3号まで（特別な試験研究）に掲げる試験研究に係るものであるときには、措置法規則第20条第1項（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除に係る証明等）に定めるところにより、所定の証明書の添付が必要とされますので御注意ください。